

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年六月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年六月二十九日

埼玉県秩父県土整備事務所長 森 田 好 一

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 百四十号
- 三 道路の区域

新 B	旧 B	旧 新 A	旧 新 別
先 ま で	秩父市荒川贄川字姥原三二二番三地先 から同市荒川贄川字下反三七一番一地	先 ま で	秩父市荒川贄川字姥原三〇七番一地先 から同市荒川贄川字姥原三五九番一地
三 四 ・ 九 八	九 ・ 三 五 〇	一 四 ・ 七 八	敷地の幅員 (メートル)
三 一 〇 ・ 四 〇		一 一 六 ・ 六 七	延 長 (メートル)
先 ま で	秩父市荒川贄川字姥原三二二番三地先 から同市荒川贄川字下反三七一番一地	先 ま で	備 考